

開発審査会に附議するものの取扱いについて

(沿革) 昭和48年10月25日制定
昭和50年9月18日改正
平成16年7月1日改正
平成19年11月30日改正
令和2年4月1日改正

1 開発審査会

- (1) 原則として隔月ごとに開催する。
- (2) 開発幹事会は、長野県開発審査会規則第5条により、関係各課長によって構成され、審査会に先立って開催され、付議すべき案件についてあらかじめ調整する。

2 開発審査会の処理すべき事務

- (1) 市街化調整区域における許可に関する議案
 - ① 法第34条第14号に該当する開発行為の審議
 - ② 令第36条第1項第3号ホに該当する建築の審議
- (2) 法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決
- (3) 市街化調整区域における土地区画整理事業の認可に関する審議
- (4) 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成16年長野県条例第23条）第5条第3項（同条例第6条第3項において準用する場合を含む）の規定に基づく具申

3 開発審査会提案基準

上記2(1)①及び②に該当するものとして審査会に付議する案件は、別に定める「開発審査会運用基準」によるものとする。